

令和 9 年度
宮代町地域包括支援センター運営業務委託
(宮代町北高齢者相談センター)
公募要領

令和 8 年 7 月
宮代町

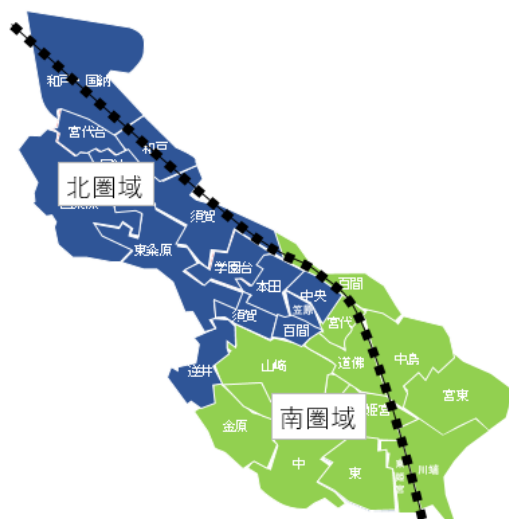
1 公募の趣旨

本町では、地域包括ケアシステム構築の中核機関として、2か所の地域包括支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置しています。

高齢者の総合相談窓口である支援センターは、公平・中立性を担保するとともに、高い技術及び豊富な経験等を有する者を選定するため公募を実施するものとする。

2 支援センターの担当圏域（地区）

圏域	担当地区	人口 高齢者人口 高齢化率 (令和8年1月時点)
北圏域	大字国納、大字和戸、大字須賀、大字西条原 大字東条原、字逆井、字百間、笠原1・2丁目 宮代台1～3丁目、和戸1～5丁目、学園台1～4丁目 中央1～3丁目、本田1～5丁目	15,073人 5,320人 35.3%
南圏域	字宮東、字金原、字山崎、字西原、字川端、字中、字中島 字東、字道佛、字姫宮、宮代1～3丁目、川端1～4丁目 東姫宮1・2丁目、道佛1～3丁目、百間1～6丁目	18,208人 5,544人 30.4%



3 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）の契約

ただし、支援センター運営協議会で不相当と認めた場合、または法及びこれに関する政省令、条例等に定める事項に違反した場合、委託期間満了日以前に契約解除する場合あり

4 運営財源

(1) 運営財源等

- ア 包括的支援事業・任意事業に係る業務委託料 1 か所につき上限額 29,037,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※損失についての補填は行わないものとする。

イ 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務

第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費
(介護報酬) は、受託者の収入とする。(報酬単価は介護保険法の改正により変更
の可能性がある)。

1 件あたりの包括収入額		直接担当した場合	委託した場合
介護予防支援費・介護予 防ケアマネジメント費		4,605 円	230 円 (委託先に 4,375 円)
加 算	初回加算	3,126 円	156 円 (委託先に 2,970 円)
	委託連携加算	3,126 円	156 円 (委託先に 2,970 円)

※令和 8 年 4 月時点

(2) 業務委託料の支払い (詳細については別途仕様書参照)

5 応募資格

高齢者福祉に携わる事業を行っており、介護保険法第 115 条の 4 第 1 項に規定する
支援センターの業務等を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、次の要件を全
て満たす法人とする。

- (1) 福祉分野及び医療分野における事業において、違法行為等により指定の取消し、指
定効力の全部または一部停止の処分を過去 5 年以内に受けていない法人であること。
- (2) 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査・実地指導等にお
いて、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人の所在地における法人道府県民税 (法人
都民税) 及び法人市町村民税その他法人に課税された各種税を滞納していないこと。
- (4) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号に該当しない法人であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (6) 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77
号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。) 若しく
は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団の構成員
等」という。) の統制の下にある者。

- ウ その役員 (非常勤を含む。) 及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員

等である者。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

6 委託業務内容（詳細については別途仕様書参照）

- (1) 指定介護予防支援事業
- (2) 総合事業
- (3) 包括的支援事業
- (4) 任意事業
- (5) その他 宮代町が指定する業務

7 人員体制

支援センターの人員配置（詳細については別途仕様書参照）

8 業務日、業務対応時間

業務日、窓口開設時間（詳細については別途仕様書参照）

9 施設設置場所及び条件

支援センターの設置場所及び設置条件については、以下のとおりとする。

- (1) 設置場所
原則は北圏域内とし、町民が相談しやすい等の利便性を考慮して設置すること。
- (2) 名称
「宮代町北高齢者相談センター」とする。
- (3) 施設
受託予定法人で準備すること。（詳細については別途仕様書参照）

10 応募に係るスケジュール

- (1) 公募要領配布期間
令和8年7月27日（月）から令和8年8月28日（金）
※町ホームページにて掲載予定。
- (2) 応募に係る質問期間
令和8年8月5日（水）から令和8年8月12日（水）

質問票（様式第1号）に質問内容を入力し、電子メールにて、提出すること。電子メール送信の際の件名は次のとおりとする。「【包括公募質問】参加法人名 送信日」
質問及び回答は取りまとめ、後日回答とする。

メールアドレス「kaigo@town.miyashiro.saitama.jp」

（3）質問回答日

令和8年8月19日（水）※町ホームページに掲載予定。

（4）応募受付期間

ア 提出期間

令和8年8月20日（木）から令和8年8月28日（金）

土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

イ 応募書類

①応募申込書（様式第2号）

②誓約書（様式第3号）

③法人概要及び法人実績（様式第4号）

④定款の写し

⑤運営・業務実施に関する計画書（様式第5号）

⑥事務所設置計画書（様式第6号）

⑦人員配置に関する計画書（様式第7号）

⑧内訳書（様式第8号、様式第8号の2）

※その他必要に応じて追加で書類を求める場合あり。

ウ 提出場所

宮代町健康介護課高齢者支援担当（原則直接提出すること）

エ 提出部数

紙媒体 6部（①、②は1部とする）

オ 提出にあたっての留意事項

（ア）使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（イ）提出書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類（様式ごと）にインデックスを添付する。ファイルの表面及び背見出しに法人名を記載すること。

（ウ）提出後の提出書類は理由の如何に問わず、追加、修正、差し替え等とはできないものとする。ただし、町が確認等のため追加の資料提出を求めた場合はこの限りではない。

（エ）提出した書類は理由の如何に問わず返却しない。

（5）一次審査（書類）の結果通知

提出された応募資格審査書類について審査を行い、ヒアリング審査に参加資格のある事業者を決定し、その結果を令和8年9月2日（水）にメールにて通知する。

（6）応募の辞退

ア 提出書類

応募を辞退するときは、応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

イ 提出期間

令和8年9月2日（水）16時までに持参すること。

（7）二次審査（プロポーザル）

宮代町地域包括支援センター業務委託受託候補者選定審査会を設置し、応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

ア 日程・場所 令和8年9月9日（水） 宮代町役場内 会議室

イ 出席者

3名以内（コンサルタント等応募者の職員でない者の参加は認めない）

ウ その他

審査は1応募者30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度）

エ 別途審査表に基づき採点し総合的に評価。法人の運営状況のほか、センター運営に対する取組意欲、積極性、町の地域包括ケアシステム構築に資するものがあるか等を審査する。

（8）結果の通知、公表

選定結果については書面で通知し、ホームページに公表する。なお、選考結果に関する問合せ、異議申し立て等は一切受付けない。

1.1 受託者決定から事業開始まで

受託者は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、業務引継等に対応できるよう体制を整える。

- （1）事業計画やマニュアルの策定、業務の引継ぎ
- （2）介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域関係者等への挨拶によるネットワークの引継ぎ等
- （3）継続的に見守りを行っている高齢者への挨拶による引継ぎ等
- （4）執務環境の準備、個人情報保護規定の作成等の運営・管理上の準備
- （5）業務に必要な研修への参加等
- （6）次期受託候補者を選定した結果、現受託者とは異なる者が受託候補者となった場合、利用者の利便性が損なわれないよう必要な措置を講じ円滑な引継ぎに努める

1.2 その他

- （1）本プロポーザルにかかる一切の費用は応募者の負担とする。
- （2）本町が必要と認めた場合を除き、支援センター業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- （3）その他この要領に定めのない事項については、別途宮代町の指示によるものとする。